

久留米市公告 第 77 号

久留米市庁舎設備管理業務委託について、以下のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び久留米市契約事務規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 6 月 22 日

久留米市長 大久保 勉

1 入札に付する事項

(1) 入札番号

設-3

(2) 件名

久留米市庁舎設備管理業務委託

(3) 履行場所

久留米市庁舎

久留米市城南町 15 番地 3

(4) 履行期間

令和 2 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(5) 予定価格

119,370,000 円（税抜き）

2 業務概要

別紙仕様書を参照のこと。

3 入札参加資格

この入札に参加する者は、入札書の提出締切時点で、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項各号、又は第 2 項各号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 福岡県内に本店もしくは支店・事業所を有すること。ただし、地方公共団体の物品等、又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）に定める「欧州連合の供給者」はこの限りではない。
- (3) 久留米市指名停止等措置要綱（平成 6 年久留米市庁達第 6 号）により、指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の所在地に応じて次に掲げる税等の滞納がない者。

	入札に参加しようとする者の所在地	税等の種類
ア	久留米市内	国税、県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
イ	アを除く福岡県内	国税及び県税
ウ	福岡県外	国税

(8) 平成22年4月1日以降、本物件と同規模（延べ床面積33,000㎡）以上の行政庁舎の建物設備総合管理業務について、2年以上継続的に履行した実績を有していること。

(9) 前8号に掲げる要件をすべて満たす者が入札に参加しようとする場合において、次の①、②又は③に掲げる関係を有する場合においては、当該関係を有する者のうちの1者に限り入札に参加することができるものとする。当該関係を有する2者以上の者から入札があった場合には、全ての入札を無効とする。

① 資本関係が次のいずれかに該当する場合

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による会社。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による会社。以下同じ。）の関係にある場合（ただし、その者が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が更生会社、又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

② 人的関係が次のいずれかに該当する場合（アについては、会社の一方が更生会社、又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

ア 一方の会社の役員（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）又は取締役（社外取締役・非常勤取締役を含む。）をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項、又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ ①または②に掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、かつ、入札の公正さが阻害されると認められる場合

4 仕様書等の入手場所

(1) 入手場所

久留米市ホームページからダウンロード

ダウンロード先 久留米市ホームページ／トップページ／市からのお知らせ

／久留米市庁舎設備管理業務委託の入札実施について

(URL <http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>)

5 質問受付期間、受付方法及び回答方法

(1) 受付期間

公告日から令和2年6月26日（金）17時00分まで

(2) 受付方法

質問事項を所定の様式（様式第4号）により作成し、メール添付またはFAXにより下記に送付すること。電話等による質問は受け付けない。またメールまたはFAXの着信確認は、送信者の責任において行うこと。

久留米市都市建設部設備課

・メール setsubi@city.kurume.fukuoka.jp

・FAX 0942-30-9707

(3) 回答方法

令和2年6月30日（火）までに質問者にメールまたはFAXで回答する。ただし、質問内容によっては、久留米市ホームページにて回答する。

6 入札説明会

実施しない

7 開札日時及び場所

令和2年7月20日（月）10時30分

久留米市城南町15番地3 久留米市庁舎 11階会議室

8 入札保証金

必要

入札金額の100分の5以上の額を、久留米市都市建設部設備課にて交付された納付書で納付し、その領収書の写しを入札参加必要書類（12に記載）に添付すること

ただし、久留米市契約事務規則第7条各号に該当する場合は免除

9 契約保証金

必要

契約締結時に契約金額の100分の10以上の額を付すこと

ただし、久留米市契約事務規則第27条各号に該当する場合は免除

10 契約条項を示す場所

事務局（23に記載）

11 議会の議決

不要

1 2 入札参加必要書類（各 1 部）、及び提出方法

(1) 入札参加必要書類

- ア 法人は登記事項証明書(商業登記簿謄本)、個人は本籍のある市町村発行の身分証明書(上記 3 (6))
- イ 久留米市指定の暴力団排除に係る条項を記載した誓約書(別紙 1)、及び役員等調書及び照会承諾書(様式第 5 号)
- ウ 入札保証金の納付書の写し(上記 8)
- エ 受注実績を証する契約書等の写し(上記 3 (8))
- オ 次の表の入札に参加しようとする者の所在地区分に従った納税等証明書類(上記 3 (7))
 - ・未納のない証明(個人の場合は国民健康保険料を含む)もしくは、過去 2 ヶ年分の納税証明書(下記税目すべて)。非課税の場合でも証明を添付すること。
 - ・申請日以前 3 ヶ月以内に発行されたものに限る(写し可)。

入札に参加しようとする者の所在地区分			税区分(税目)	証明書発行所	法人	個人
福岡県外	(久留米市内は除く) 福岡県内	久留米市内				
○	○	○	国税等(法人税、所得税、消費税及び地方消費税)	所轄 税務署	国税に未納がない証明 (納税証明書その 3 の 3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その 3 の 2)
—	○	○	福岡県税(法人事業税、個人事業税)	福岡県税 事務所	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
—	—	○	久留米市税(法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税)	久留米市	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明

※ なお、久留米市競争入札参加有資格者名簿(久留米市契約事務規則(昭和 50 年 4 月 1 日久留米市規則第 9 号)第 16 条第 3 項)に登載されている者(工事、業務委託又は物品供給の入札参加資格を有する者)については、上記ア、イ及びオの添付は要しないものとする。

(2) 提出方法

入札参加必要書類を、角形 2 号サイズの封筒に封入し、持参または郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る)にて、下記の締切日時までに指定場所へ提出のこと。

封筒には、別紙 2 の封筒記入例を参考にして、表面に入札番号、件名及び入札参加必要書類在中(赤字)を記入し、裏面に差出人名(商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号)を記入すること。

ア 締切日時

持参の場合：令和2年7月2日（木）17時00分（必着）まで

但し、土曜日及び日曜日を除く9時00分から17時00分まで受付。

郵送の場合：令和2年7月2日（木）（必着）まで

イ 指定場所

持参の場合：〒830-8520

久留米市城南町15番地3 久留米市都市建設部設備課

郵送の場合：〒830-8799

久留米郵便局留

久留米市都市建設部設備課

1.3 資格審査の方法

事後審査型（落札候補者となった者のみ審査を行う）

1.4 入札の中止等

不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

1.5 入札の方法

(1) 郵便による入札とする。

(2) 入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者を問わず、契約を希望する金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書は、商号（名称）・代表者職氏名・住所を記入し押印のうえ、長形3号サイズの封筒に封入すること。

(4) (3)を「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」にて、下記の締切日時までに指定場所へ郵送すること。

ア 締切日時：令和2年7月15日（水）（必着）まで

イ 指定場所：〒830-8799

久留米郵便局留

久留米市都市建設部設備課

(5) (3)の封筒には、別紙2の封筒記入例を参考にして、表面に入札番号、件名及び入札書在中（赤字）を記入し、裏面に送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号）を記入すること。

(6) 応札が1者であった場合においてもその入札は有効とする。

1.6 入札書の引き換え・辞退

入札書及び入札参加必要書類は、締切日時前であれば引き換えを認める。また、入札を辞退する場合は、開札までに久留米市都市建設部設備課に入札辞退届（様式第3号）を事前に提出しなければならない。

1 7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 名簿登載者については、入札書締切時点における名簿の登載内容（商号、代表者、受任者、住所等）が正しくない場合。入札書及び入札参加必要書類等の内容と名簿の内容が異なる場合。
- (2) 入札参加必要書類の提出締切期日までに入札参加必要書類の提出が無い場合。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、入札参加資格のない者のした入札及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号）第12条第1項各号のいずれかに該当する場合。

1 8 開札の立会

- (1) 開札の立会人は、入札参加者のうち2者までを指名し、立ち合わせる。指名された者以外の開札場所への入室は認めない。
- (2) 開札の立会人は、開札の前日までに決定し、電話及びFAXにより連絡をするので、選ばれた場合は開札時間までに開札場所に来ること。
- (3) 前2号の規定により指名された者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

1 9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額をいう。以下同じ。）の範囲内で最低価格で入札した者（最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格未満で入札した者を除く）を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。
- (2) 前項の規定により落札候補者となった者については、「3 入札参加資格」に記載する入札参加資格について審査を行う。
- (3) 前項の規定による審査の結果、必要な資格を満たしていると認めた場合は、落札候補者を落札者とし、必要な資格を満たしていないと認めた場合は、当該落札候補者の入札は無効とし、入札における次順位の者を落札候補者として審査し、落札者が決定するまで行う。

2 0 入札結果の通知

「1 9 落札者の決定方法」の規定による落札者に対しては、原則として開札後、決定次第速やかにその旨を通知する（入札価格が最も低い者が競争入札参加資格を満たしていない場合は、この限りでない。）とともに、契約締結についての要件を通知する。

2 1 落札決定の取消し

落札者が「3 入札参加資格」の要件を満たしていないことが、契約を締結するまでの間に判明した場合は、当該落札決定を取り消すことがある。

2 2 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出された入札参加必要書類、及び入札書は、返却しない。
- (3) 提出された入札参加必要書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 入札参加必要書類及び入札書の作成、及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 入札参加者は、本公告に示された契約関係規程（久留米市ホームページに掲載）を熟読したうえで入札しなければならない。また、地方自治法、政令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

2 3 事務局

詳細不明な点は下記に問い合わせること

久留米市 都市建設部 設備課

〒830-8520

久留米市城南町15番地3

電話 0942-30-9233

FAX 0942-30-9707

メール setsubi@city.kurume.fukuoka.jp